

合理的秩序に関する普遍的法則の探求

—自然法理論の復活が強く要望される—

田 村 幸 策

目次

- 一 偉大なる空白状態
- 二 自然法理論の輕視
- 三 合理的秩序に関する普遍的法則
- 四 近代における自然法理論の断絶
- 五 結 言

—偉大な空白状態

信教の自由、思想の自由、言論の自由が、達成されたのは、宗教、哲学、道徳、科学、学問、意見、良心の分野において、国家または教会に、主権者としての独占権を否認したがためである。自由主義諸国の憲法には、人権の尊重に関する規定が含まれ、主権者（国王、議会、選挙民）といえども、越えてならない境界が設けられている。こんな

合理的秩序に関する普遍的法則の探求

偉大にして有益な法則を樹立した、一七、一八世紀の先輩たるは、人間の社会は、一般的な共通の哲学がなくとも、やつていけるのだ、との考え方を否定した人たちにちがいない。事実、かれらはかかる普遍的な哲学、すなわち自然法理論の信奉者たちであった。自然法理論とは、「支配者の上位に、主権者たる人民の上位に、人間社会全体の上位に、法の存在を主張する理論」である。^①

この法則から発生する「礼讓の諸伝統」(traditions of civility) は、 stoïック 派の学者たちが詳細に立案したもので、アーネスト・バークー教授は、次の」とくこれを解説している。

人間の合理的機能は、普遍的効力をもつ、法と秩序に関する、共通の理念を生むものと考えられていた。この共通の理念には三つの偉大な旋律として、自由、平等、全人類の同胞感（兄弟感）という、三つの価値を含んでいる。この共通の理念と、その三つの偉大な旋律とは、過去一千年以上もの期間、一連のヨーロッパ的思想を形成した。それは中世に生活し、活動した、一連の思想である。セント・トーマス・アキナスは、人間の精神と性質のうちに押印された、自然法の思想を、大切にいだいていた。この自然法には、到るところの、国王も、立法者も、頭を下げねばならない。それは宗教改革の時代から、フランス革命の時代まで、一層大なる活氣を帶びてすら、生活し活動した一連の思想である。これらの思想は、ジョン・ロックの口を通じ、一六八八年のイギリス名譽革命を正当化し、近くは一七七六年アメリカの独立革命を鼓舞するに役立った。これらの思想は、また国内問題の分野において、国家や政府の適正な行動に関する思想でもある。これらの思想は、また人間の「自然権」に関するものだ、すなわち「自由」に関しては、政治的および市民的自由を主張し、主権は本質的には国民にある

と主張し、更に思想と意見の、自由な交流を主張するもので、「平等」に関しては、法の前の平等、公費は社会のすべての構成員の間に、平等に分配されることを主張し、「同胞感」に関しては、実践上は不幸にして、国家内に限られる傾向にあるが、時たま、自由のために斗う、すべての国民を保護することに拡大されうる。⁽²⁾

これらの諸伝統は、哲学者たちの論文で解説され、政治評論家たちの冊子に展開され、法曹家たちが夢中になり、裁判所には適用され、偉大な緊張の時代には、危殆に瀕した若干の諸伝統が、文書によつて公約されている。たとえば、イギリスのマグナ・カルタ、アメリカの独立宣言がそれである。裁判官や法曹家たちの指針としての、自然法の「大部分」はコークのコンモン・ローの研究に展開されたこと、叙述されている。自然法の「一部」は、一六八九年のイギリスの「権利章典」に解説されている。自然法はまたアメリカ憲法第一次修正一〇カ条にも再立法されている。しかし自然法の「大部分」は明白には述べられていない。しかし自然法は、幾世代にわたつて行われた、偉大な社会の英知であるがため、单一な文書に述べることはできない。だが「礼讓」に関する諸伝統は、西ヨーロッペの人々の間に、普く浸透し、自由な諸制度や、民主主義の成長を、促進し容易にし保護する、公私の行動の基準を提供している。

われわれの自由な諸制度を創設した人たちは、かれら自身が、自然法理論の信奉者であった。かれらが人間の心や魂の分野から、俗界の権力の排除を主張したことは、かれらが自然法理論をもたなかつたためではなく、経験がかれらに権力は腐敗すると教えたからであり、それはまた自然法をも腐敗させることを教えたためである。故に自然法に反対する、主権や所有権を、政府に与えてならないのが、政治の実践上の法則になつた。

しかるに時代の推移とともに、西ヨーロッパの諸制度を創設した人たちの自然法理論は、流行しなくなつた。それで心や魂の世界から、俗界の権力を排除しなければならない、との法則も微妙に変形された。思想や主義は、私的なものであつて、ただ主觀的な関連と意義としかもたないことが、法則になつた。言論と出版の行為が、公の分野において許されるのは、公の秩序に対する「明白にして現存の危険」がある場合においてのみとなつた。最初で最後のもの、すべては、公の分野から除かれた。人間とはなんぞや、人間はどうあるべきか、また人間は事物を計画するに当つて、いかなる姿勢をとるべきか、人間の正しい目的と、それを達成するための、合法的な手段はどんなものかは、すべて私的で主觀的で、公には責任のないものになつた。それがために、西ヨーロッパの自由な民主主義諸国が、その市民の性格を、かたちづくる、形成的信念を、私的関心事として取扱う、最初の偉大な社会になつた。

これは「自由の意義」における根本的な変化をもたらした。自由は本源的には、すべての合理的な人間が、合意した普遍的秩序の存在することの、仮定を基礎としている。そんな原理、原則、並に究極的なものに、一般的な合意があれば、自由に異議を唱え、自由に論争することを許しても、安全であれば、それを奨励することは、むしろ望ましいことである。しかし自然法が消え去り、最初にして最後のものに対する、コンセンサスが消え去つたため、一般の人心に、大きな空白状態が起り、その空白を埋めねばならない大きな口が開かれている。

自然法理論が行われる限り、人間の最終的忠誠をうるための斗争は、公共利益の範囲内でなく、取扱うことが實際上明かに有利であつた。それは西ヨーロッパ社会を分裂させた、神学上、道徳上、およびイデオロギー上の諸問題に關し、ペンドーラの箱を開けずにする方法であつた。しかし今世紀になつてから、この思慮分別に関する法則が働か

なくなつたため、困難な決定を行わざるをえなくなつた。臨機の措置は、人民大衆が現状に基しく不満でない間にのみ行われる。かかる措置は、改革と改善とを目的とするものだが、それは安全で、進歩的で、拡大的で、挑戦されない社会たるものとを前提条件とする。これが自由な民主主義的政策が、第一次世界大戦前の、好天氣時代にのみ、可能であったわけである。

注

- ① Otto von Gierke, "Political Theories of the Middle Age," translated with an introduction by Frederick William Maitland, pp. 73-87 more especially note 256.
- ② Sir Ernest Barker, "Traditions of Civility, pp. 10-12
- ③ Roscoe Pound, "The Spirit of the Common Law," p. 17
- ④ Walter Lippman, "The Public Philosophy," pp. 89-93

II 自然法理論の軽視

ハーディングは決定的な問題を避離した。それは一体、善良な市民が否定するゝか、無視するゝかやしない、実定的な原則とか教訓とかが、存在するものが否かという問題である。「公共の哲学」の著者ウォルター・リップマンは、存在するとの肯定的回答を与えた者の一人である。かれの確信は、書物などからしたものではなく、われわれの世代において民主主義を行わしめることが、いかに困難であるかを、観察した結果えた、実際上の経験から、獲得

したものである。かれは自然法の存在することを信じ、殊に「礼譲」(civility)に関する自然法の存在を主張し、それは発見したり、発明しなければならないものではなく、誰人にも、知られていることだから、それは復活させ、更新させねばならない、と主張するのである。

自然法に関しては、不幸にして、その意義に大きな混乱のあることは事実だが、西ヨーロッパ社会の諸制度の前提であつて、自然法を堅持しない社会においては、その諸制度は運営されえない。自然法を前提とするのでなければ、普通選挙も、多数決法則も、代議制度も、言論の自由も、忠誠も、財産も、会社などに関しても、理解できる理念に到達することは不可能である。これら諸制度の創設者たちは、すべて自然法の諸派の、どれかの信奉者である。これらの諸制度は、すべて最近參政権を与えられた、民主主義諸国が相続したものである。

われわれの時代においても、自然法を基礎として建設された諸制度は、依然として存在しているが、これを利用する大衆は、自然法を教えられてもいなければ、また自然法を守りもしていない。人民はますます、これら諸制度の内的原則から疎外されている。問題は疎外を克服しうるか否か、うるとすればいかにすれば克服しうるか、また礼譲に関する諸伝統の断絶を修復しうるか否かである。

しかしその修復が、「復古」などによつては望みえないわけは、われわれが近代を抹殺することもできなければ、われわれを今日あらしめた歴史を引戻すこともできないからである。またわれわれは、あたかも科学の進歩もなく、合理主義と教育宗教分離主義との普及もなく、産業革命もないかのことく、再出発することはできないからである。問題は果して近代人が、失われた礼譲に関する諸伝統との、死活的接触をなしうるか否か、なしうるとすれば、いか

にすればそれが可能である。

表面上に現われたところでは、明かに見込れないようだ、というわけは、われわれの近代的生活方式には、根本的な新奇性があり、感覚の雰囲気も、思想の様式も、根本的に変化しているからである。故に近代人には先づ、礼讓の諸伝統は、それが古くなつたがために、放棄されたのではないことを、納得させる必要がある。これは近代人の不信仰の根源の一つだが、その不信の深さは否定できない。しかし自然法理論は、近代科学の進歩や、産業革命に先行しているのだから、われわれの生活するこの時代に、直接かつ実際的に関連する、実定的原理の提供を期待することはできないはずだ。

自然法理論の当初の原則や教訓が、今日の時代の環境における生活様式に関し、特殊な法則や、パターンを提供しないことは、明かなことを認めざるをえない。アリストートルからエドマンド・バークに至る、政治的古典を再読しても、今日の外交、国防、貿易、租税、物価、賃金に関し、盛んに論じられている諸問題に対し、直接かつ具体的な回答を与えることはできない。また古典には、自動車の修理とか、小児マヒの治療とか、核分裂のやり方などに関し、なにことも触れていない。

しかしこの無関連性と遠隔性とは、哲学者や学者や教師たちが、自然法を屋根裏に追放し、またはかれらが、自然法はもはや近代の進歩的な人たちには、使用されないものとして取扱つた、永い年月の間に納まつた塵であつたかも知れない。自然法は顧みられなかつた哲学である。数世代の期間、公の実際的政策の討議や、自然法の哲学を使用することは、例外的な風変りなことですらあつた。

自然法が「顧みられなかつた」との言葉が、自然法の落ちぶれた状態の説明にはよいかも知れない。もしこれが説明だとすれば、その再生問題の探求を元氣づけてくれるからである。しかし果して近代人は、再び礼讓の諸伝統と、死活的な接触を行いうるであろうか。これらの諸伝統はギリシア・ローマの世界では、はつきり言い表わされていたが、西ローマ帝国が衰退するにしたがい、西ヨーロッパに埋没せしめられたのである。その後これらの諸伝統は、発見と、企業と、創造性との大開花によつて、復活され、革新され、再製されたのである。学問の復活は、コロンブスのアメリカ発見に用いる地図を提供しなかつたが、かれら自身を発見し、かれらの潜在的能力を発見することを助けた、多くの人間的英知を生んだのである。

古代の世界は、諸伝統が誤りであつたがために、破壊されたのでないことを想起する必要がある。それらの諸伝統を堅持する人たちは、だんだん少数者になりつつあつて、それと相容れない人たちに、とつて代わられている。歴史的環境は明かにちがつてきてているが、時代はますます普遍的原理の再興を強く要求するものでなければならない。

三 合理的秩序に関する普遍的法則

アーネスト・パークーのいうことく、過去一千有余年間、ヨーロッパ人の思想は、人間の合理的機能が、法と秩序に関する普遍的効力をもつ共通の理念を生みうるとの考え方の下に働いてきた。この理念は stoïc 哲学の始祖ゼノが最初に体系化し、ローマの法曹家たちが継承し、キリスト教の教父たちが採用し、セント・トーマス・アキナス

が再建再造し、ルネサンスと宗教改革を経て、新しい形式の下に、一六八八年イギリスの名譽革命と、一七七六年アメリカの独立革命との哲学を提供した。この理念がまた永い生命を保ち、特にあらゆる時代に、それが繰返し復活されたことは、この理念がいかに人間の広いかつ繰返される需要を反映するかを示すものといわざるをえない。それはこの理念が、繰返し発生する政治問題に直面して、実際的な政策に必然的に伴うからに外ならない。

元来、アイディアなるものは決して夢のようなものでもなければ、漠然たるたわごとでもないことは歴史が立証する。バーカー教授によるとアレキサンダー大帝は紀元前二三三年頃既にギリシャ人とペルシャ人とを併せた帝国の建設を計画し、両民族を雑婚させ、共同な軍務に服せしめ、平等の立場でかれらを合同さす考えであった。これが偉大な革命を意味するわけは、ペルシャ人はギリシャ人にとって野蛮人であつたからである。しかしアレキサンダーのこの政策は、やがてゼノを始めストイック哲学の連中が教え、ずっと後にプルーターリが書いたごとく、「人間は相互に異なる法によって引離された、多くの共和国に分れて生活してならない。人間はすべての人を、かれの同輩の市民と考えねばならない。そこには一つの生活と、一つの秩序がなければならない。それはあたかも、共同の牧場で養われている家畜の一群のことく、一つの共同の法の下で、共同に養われねばならない」^①とあって、アレキサンダーはかかる「アイディア」を「行動」において予見したのみである。これは合理的秩序なるアイディアは、ただ単に魅力ある崇高な理念たるに止まらず、異分子をもって構成する大きな帝国の統治において、必要不可欠な前提条件たることを示すものである。アレキサンダーがかれの師アリストートルの反対意見にかかわらず、この考え方へ到達したことは、かれの実践的な経験が、かれをして、ギリシャ人のみならずペルシャ人を含む帝国においては、両民族の双方

に有効な、共通の法がなければならないことを、知らしめたからである。法がギリシャ人とペルシャ人の双方に、有効たるためには、その法が相当程度において、両民族の同意をえたものでなければならぬ。ペルシャ人は命令されたり、強制されたりすることできなかつた。

ギリシャ人たるアレキサンダーがペルシャ人に宣布する法を、ペルシャ人に納得せしめるためには、アレキサンダーの法が、ギリシャ人の意思や意図よりも、高いなものかを反映し、ギリシャ人とペルシャ人との双方を、拘束するなものかを反映しなければならない。「なもの」かは、理性によつて、なにが善、なにが惡、なにが正、なにが邪かを、峻別する能力に外ならない。なぜならこの能力は、ギリシャ人にとってのみ特有なものでなく、ペルシャ人とギリシャ人の双方に、共通なものでなければならぬからである。

アレキサンダーが経験的に発見したこのアイディアは、ゼノが理論的に体系化したものであつて、それは大きな多元的（複数）社会においては、その多元的な利益を超越した、優れた共通法をもつ、合理的秩序の存在を承認しなければ、統治できないからである。この共通法は、二つの意味において「自然」である。その一はこの法が、合理的精神の持主であれば、誰人にも発見できることであり、その二はこの法が、主権的権力の、我儘な専断的絶対命令でないからである。この共通法の存在は、人間が平和と自由とのうちに、一つの社会に、共同生活を遂げるに必要な前提条件であつて、これが存在しなければ、競争的な利益をもつ異なつた人民が、平和と自由とのうちに、一つの社会に共同生活を行うことは不可能である。

ローマの法曹家たちはアレキサンダーが予見し、 stoïック 学派が教えたことを詳細に立案した。バー カー 教授に^②

よると、シセロの時代になると、ローマは、二つの異なった法理念と、法とをもつていた。第一はユス・シビール (ius civile) とよばれる、ローマの市民にのみ適用される法であって、第一はユス・ゼンシウム (ius gentium) と知られている商事法であって、すべての商事事件に対しローマの裁判所が執行する法である。すなわちローマ帝国の全土を通じ、契約に関する共通の法である。ユス・ゼンシウム（日本では万民法と訳している）はすべての国の法に共通した普遍的なものを含み、特殊な地方的なものとは区別されることを意味する。ローマの法曹家たちは、かかる商業的交通のための実際的な共通法の外に、それを超えた第三の法、すなわち自然法 (ius naturale) の存在を認めていた。「」の法は、人間共通の本性（自然）によつて、人類に押付けられた法であつて、換言すれば人間の需要と本能に反応して、理性が押付けた法」である。しかしこの自然法は、ベーカー教授のいふところ、「現実の裁判所において執行される現実の法ではなく、事物に対する觀察の一方方法であつて、裁判官や法曹家たちの精神において、人間的な解釈を行う精神に外ならない。現実に執行される法に影響を与えることも、与えないこともありますが、与える場合でも、現実の法そのものとしてではない」とある。^②

この普遍的な合理的秩序というアイディアは、ローマ法において実質的で効果的なものになつた。ローマ法こそローマ帝国という偉大な社会の法として、現実に西ヨーロッパ世界に平和と秩序をもたらしたのである。ローマの平和という思い出は、西ヨーロッパの人たちの意識に、消すことのできない印象を残したのである。ローマ帝国の滅亡以後も、ローマ法はある程度まで、殆んど到る所に行われ、到る所で教えられ、「国際的文明と、比較的に普遍的な法」として認められていた。

一五〇〇年以後始まつた新時代とともに、シャスチニアン帝によつて法典化されたローマ法は、普遍的な人間理性の具体的表現とみなせられた。バーカー教授のいへるやうに「自然法なる理念は、現実にどんなものを持んでゐるが、との質問に対する回答は、中世の全期間を通じ、一五〇〇年以後自然法を闡する新学派の勃興までは、自然法とはローマ法の全部を含むもので、全体として、この上あるが合理的であつて、かつ普遍的に流布されておる。故にそれは自然法的」だとさへいわつた。

注

- ① Ernest Barker, *Introduction to his translation of Aristotle's "Politics"*, p. IIX.
- ② Otto von Gierke, "Natural Law and the Theory of Society, 1500-1800," translated with an introduction by Ernest Barker, p. XXXVI.

四 近代における自然法思想の断絶

一五〇〇年頃から一八〇〇年頃まで二百年間に、繁栄をひいたが自然法に関する新学派は、近代における多元主義（複数主義）に対する応答であつて、民族国家の勃興、教会の分裂、探検、世界通商の膨脹、科学の進歩、教育宗教分離主義、労働の分業化と特殊化に対する応答でもあつた。信念とか、見解とか、利益とかの、多様性が大きくなればなるほど、共通の批判基準と、共通の法とに対する需要は激しくなる。

自然法に関する新学派は、一八世紀末までは、この需要に応ずることができた。この期間はイギリスとアメリカの憲法的秩序、並に英米のそれに由来する他の諸国の憲法的秩序の基礎づけをするに十分であった。しかしこの新自然法学派は、近代の後期における多元主義に対処することはできなかつた。その多元主義は、産業革命と、人民大衆の解放と、大衆に選挙権を与えたことから生れている。一八世紀の比較的同質的で簡単な社会においては、自然法が自由国家の原理を提供したが、その後かかる考え方は流行しなくなつた。一九世紀になつても、これまでの古いアイデアを改鑄する努力が殆んどなされなかつた。その古いアイデアは、旧式かつ誤つたもの、民主主義の勃興に反対するもの、反動主義者にまかされたもの、とみなされていた。それがために、合理的秩序に関する偉大な骨組が、失われたのである。国際関係を規整するためにも、また産業革命と、科学技術の進歩とが、引起した諸問題を処理するためにも、特殊な原則も教訓も、立案されなかつた。

かかる多元化し、分裂化しつゝある社会においては、拘束力ある共通の原則をもつ、理性法たる自然法が、これまでもよりも必要である。その必要の証拠は、近代人が自由から逃れんとする衝動にかられていることだ。その衝動は人民大衆が権威から解放されるにしたがつて、なにが真、なにが偽、なにが正、なにが邪かを判断する、一般的、客観的基準が崩壊されたにしたがつて、ますます強くなる。アンドレー・ジードも一九二八年「自由の感覚は、人間の魂を、一種の苦悩に投込みうる」と書残している。

ギルソンによると「西欧の文化は漸次崩壊の過程にある」とのべ、有名なスペングラーの「西欧の衰退」(The Decline of the West)は、一九一八年に出版されたものだが、起草されたのは第一次大戦（一九一四年）以前である。

しかしわれわれが現代の歴史的災厄を迎えるまで、近代人の孤独感と、不安感は、私的なものに止まり、公的な政治的効果を伴わなかつた。公共の秩序が、なおわれわれに、外的な安全保障を提供する限り、近代人の内的な不安感は、依然として私的で個人的な内部の問題であつた。しかし第一次世界大戦中⁽¹⁾、「公共の秩序」が崩壊して以来、大衆にとって安全保障がなく、すべての人にとって精神の平安はなくなつた。

ヒトラーはかれ自身が常にそのうちに生活していた「公の不秩序」を観察し、またいかに「人間内心の不秩序」が、そこから脱れんとする衝動を刺激したことを知つたので、かれ自身の哲学を考え出した。ヒトラーは人間の弱さを見抜く天才であつた。かれは「わが斗争」(Mein Kampf)において「大衆は婦人のごとくであつて、弱者を支配するよりも、強い人に服従する。大衆は哀訴嘆願する者よりも、むしろ支配者を愛する。大衆は内心では、解放的な自由を与えられるよりも、遙かに競争者の存在を許さない理論に一層満足している。大衆はしばしば解放的な自由を、どうしてよいか困った感じである。それがためかれら自身、わけなく、そこから脱れんとすら感ずるのだ」⁽²⁾とある。

ヒトラーが支配せんと計画しつつあつた大衆たるドイツ人は立派な近代人であつて、先祖から伝えられた秩序の拘束から解放されることに、指導と支持の喪失という、許しがたきことを発見する人たちであつた。かれらにとつて自由の重荷は、ジードがいうごとく、あまりにも大きな不安であつたのだ。古い社会構造は解体されつつあり、かれらは難儀な時代を進まねばならなかつた。かれらはより高い生活水準への漸進的進歩を期待するよう教えられたが、外部の世界における長期の危機による挫折感と、かれらの自己中心的な孤立に伴う孤独感とに堪えうるような準備はさせられていなかつた。

かれらは「自由に反対」して立上った人たちで、解決不可能な困難に対処することもできなければ、さりとて共通な真理との親しい交わりを否定することもできなかつた。かれらはかれら自身の需要に対する回答も発見しえなければ、かれらが今世紀の自由な民主主義のうちで知つた自由に関する原則と、実践に対する不安との救済方法も発見しなかつた。かれらの経験には深い方向の迷いがあり、かれらの心で考えることと、魂の求めるものとの間には根本的な隔絶があつた。かれらはリースマンがいうことく「孤独な群集」になつた。かれらはまたデュルクハイムのいう「変態な集団」である。かれらはまたトインビーのいう「プロレタリアだが、かれら自身が住む社会のうちにあるのではなく、社会がもつプロレタリアにすぎないわけは、かれらはその社会において肉体的存在という事実以外には、なんらの利害関係をもつていながらだ。かれらの本当の極印は、貪乏でもなければ、素姓の賤いことでもなく、廢嫡されたとの意識であり、その意識が生む憤慨である⁽³⁾。かれらはジャスペースがいうことく「無名の集団」に分解された人たちであるわけは、かれらには「信すべき世界もなければ、出抛も根もない」のであつて、つまり、それによつて活きていくける信念も信条もない人たちなのである⁽⁴⁾。

注

- ① 第一次世界大戦の末期ロシアは戦争に疲れて革命を起し、一九一七年一月七日遂に共産主義者の一団に政権を奪われ、条約を破棄し、借金を踏み倒し、財産を没収するという、「人間の顔をもたない」妖怪と化した。トルーマン大統領は「今世紀の前半は、人間の権利に対する前例なき野蛮な攻撃と、史上最も恐るべき一回の戦争で特色づけられている。アメリカ国民は建国以来独立の宣言に盛られた信条を堅持してきた。その信条とはすべての人間は法の下に平等な正義をうける権利と、共通の善を分存する平等の機会とをもつこと、すべての人間は思想と表現の自由に対する権利をもつこと、す

べての人間は神の映像に創られているため平等だというのがそれである。アメリカ人はこの信条から一步も退かない。今日のアメリカはこれと全く異なつた人生觀をもつ政権と直面している。その政権は人類に自由と安全、一層大きな機会を与えると唱える虚偽の哲学を固持する政権である。多くの人民たちはこの哲学に誤導され、かれらの自由を犠牲にし、その報酬として、欺瞞と愚弄と貧乏と暴虐をうけたことを知つて悲しんでいる。その虚偽の哲学とは共産主義のことだ。

共産主義は人間はかれら自身を治めえないほど弱くかつ不適当だから、強い主人たちの支配を要求するとの信条を基礎とするものだ。しかし民主主義は人間は理性と正義をもつて自分自身を治めうる不可議の権利と道徳的および知的な能力をもつとの信条を基礎としている。共産主義は個人を法律上の原因なく逮捕し、裁判を行わずして処罰し、國家の動産として強制労働にかり立てている。共産主義は人間がいかなる情報をうけ、いかなる芸術を作成し、いかなる指導者に服従するか、いかなる思想をもつて考えるかを命令する。しかし民主主義は政府は個人の利恵のために樹立され、個人の権利と個人がその能力を行使する自由とを、保護する責任を課せられていると主張する。

共産主義は社会の不正は暴力によつてのみ是正できると主張する。しかし民主主義は社会正義は平和的変更によつて達成できることを立証している。共産主義は世界は戦争を不可避にするほど対立する階級に広く分れていると主張する。しかし民主主義は自由な諸国はかれらの紛争を正義にかなつた解決を行い、恒久平和を保持しようと主張する。

共産主義と民主主義との対立はアメリカにのみ関係あることではない。世界到るところの人民は、物質的福祉と、人間の威厳と、神を信じ神を敬う権利とに関係をもつていて、私がこれらの対立をのべたわけは、信条としての共産主義そのものを問題としているのではなく、共産主義の哲学からくる行動が、世界の復興と恒久平和をもたらさんとする自由諸国の努力に対する脅威だからである。故に恐怖から解放されて自由な生活を送らんと望む者、虚偽と宣伝とから解放され、真理と誠実を願う者、自治とかれら自身の問題の決定に発言権を願う者、自由な社会において享有しうる経済上の安全と豊富とを渴望する者こそ、民主主義の同盟者だ」とのべている（一九四九年一月二〇日の就任演説）。

一九六一年六月六日ケネディ大統領は全米放送によつて、かれがウイーンで一日間フルシチヨフ首相と会談した結果をアメリカ国民に次のとく報告した。「この会談は陰暗であったが、すばらしく有益であった。この直接のやりとりが測

り知れない価値があつたわけは、われわれが死活的だと考えていたことを明瞭にし精確にした」とある。それはソ連とアメリカとが同一の言葉を全く異なつた意味を使っていふことである。たとえば戦争とか、平和とか、民主主義とか、人民の意味とかがそれである。アメリカとソ連は更に、なにが正、なにが邪、なにが国内問題、なにが侵略、殊に世界はどこに立つており、どひに向つているかに關し、全く異なつた見解をもつてゐることである。われわれは民族の自由と独立の制度を信じてゐるが、ソ連は世界共産主義の膨張的かつダイナミックな理念を信じてゐる。従つて問題は、これら二つの制度が、果してわれわれの友人たちに安全を失わせや、自由を否認せやして、平和のうちに生存しうるかであるが、これに対する肯定的回答がいかに困難であつても、アメリカはすぐれた人類に対し、あらゆる可能な努力を行う義務がある」との悲壯な決意をのべてゐる。リッピマンはケネディより11年以前フルシチヨフとの会談において、「現状」なる語の意義に關し、回一の發見を行つてゐる。リッピマンは「現状とは、ある瞬間に存在する状態」と解したが、フルシチヨフは「現状とは、進行中における革命的変更の歴程」と解し、「革命をそれが自体としてのみならず、それが行われるものとして纏むる所から來ゆた」とゐる。(Lippmann, "The Communist World and Ours," (1958)

- ② Adolf Hitler, "Mein Kampf," p. 50.
- ③ Arnold Toynbee, "A Study of History," Vol. I, p. 41, Vol. V, p. 63
- ④ Karl Jaspers, "The Origin and Goal of History," translated from the German edition by Michael Bullock, pp 127-8.

五 結 論

一九七一年一〇月八日国際法学会は創立七十五週年の記念祝賀会を開催した。その席上来賓の田中耕太郎先生から簡単ではあつたが、意義深い挨拶が行われた。それは先生が国際司法裁判所規程第三八条に同裁判所が適用する規範

として、国際条約および国際慣習と並んで「文明国が認めた法の一般原則」をかけていることに会員の注意を再喚起し、その研究の重要性を説かれたことである。国際司法裁判所規程が国際法の源泉の一として採用した「法の一般原則」とは、国家の明示的合意に基く条約法や、または默示的合意に基く慣習法とは別に、個々の国家の意思を離れた、人類の一般的感覚によつて、国家を拘束するものと認められた、普遍的性格の法則を意味し、中世の学者が「自然法」とよび、今日の学者が「理性」と呼ぶものに該当すると解釈しなければならない。

「法の一般原則」の精確な意義に関しては、本条項を審議した法律家諮問委員会においても意見の一致がなかつた。デカン委員長の提出した原案には「文明諸国民の法的良心によつて承認された国際法の原則」とあつて、明かに自然法の思想を表現したものであつた。しかしルート・フィルモアの共同提案が採用され、「法的良心」と「国際法」なる、二つの表現が削除され、現行法となつた。しかし国際法が自然法とローマ法との結婚によつて生れた、国際法発達の歴史を顧みる場合、それが「人間の理性によつて発見される神の法の一部」たる自然法、人間の合理的本能が人間に命じた自然法、合理的かつ社会的動物としての人間の本性そのものに基盤をもつ自然法と、「文字に書かれた理性」としてヨーロッパの到るところで尊信されていたローマ法、ヨーロッパの文明国が繼承した共同の遺産であつて、到るところ人間理性の最高の勝利として尊信をうけつづあつたローマ法、との結合を意味することに想到する場合、自然法思想が、いかに数寄な運命に遭遇してきたとはいへ、その永遠な真理の有効性には、昔も今も変化はないはずである。われわれは二千年以前シセロが、「自然法とは、自然と一致した、正しい理性（理性は世界の主婦）であつた普遍的な

適用性と、不变性と、永遠性とをもち、命令によつて義務を要求し、禁令によつて悪行をさける、自然法の命令または禁令は、善人には無駄でないが、悪人にはどちらも効果ない。自然法を変更する試みは罪であり、との一部も撤廃を許さない。全部を廢止することは不可能である。われわれは元老院や人民によつて、自然法の義務から解放されえないし、自然法の説明者や解釈者を、われわれ以外に求める必要はない。ローマとアーデンに異なつた法はなく、現在と将来に異なつた法はない。われわれ全体の上には、一人の主人と支配者、すなわち神があるのみであつて、その神こそ自然法の制定者であり、公布者であり、強制的に実施する裁判官である。この法に服従しない者は誰でも、かれ自身から消え失せるものであり、人間性を否定するもので、その事実そのものによつて、たとえかれが普通に刑罰とみなされるものから免れても、「最悪の罰をうける」と叫んだ声を、遠雷の響きと、聞き流してはならない。それはわれわれの身近かに、展開されるマスコミ、国会の討議、公害裁判の審理判決に、そのまま適用されねばならない哲理である。

現在の人類はリップマンがいうごとく、いわばローマの法曹家たちが、万民法を立案して、これを自然法に連結した以前の時代、アレキサンダー大帝が多元的社會における共通法の急需を理解した時代、一段高い一般的法則を体系化したゼノの時代に戻つたのである。もし實際の必要は急であり、一般的法則は自明だとすれば、われわれが近代の狀態の下において、善良な社會を運営する、実定的理論を開発しえないはずはない。これに対するリップマンの回答は、自然法思想を回復して、これを光と導きの人たちの、精神のうちに再建すれば、可能だというにある。

この論文は前述の田中先生のご挨拶を拝聴しながら、リップマンが一九五五年「公共の哲学」なる小冊子を発表し

て、自然法を復活することこそ、現代のことく、人間が抛りどころを失つた時代に対する、救済策だと提唱したこと

を想起し、急遽ベンをとつたもので、筆者の共鳴するリップマンの思想の一端を伝えんとしたものに外ならない。